

平成 19 年 2 月 20 日

入札参加業者各位

横浜市契約事務受任者

経営事項審査の継続受審について

平成 19・20 年度の定期登録から、経営事項審査（建設業者の経営に関する客観的事項についての審査のこと。以下「経審」といいます。）の横浜市での取扱いを変更しましたのでお知らせします。

登録要件から経審の継続受審を除外

平成 17・18 年度まで、横浜市では、経審の継続受審を登録の要件としてきましたが、平成 19・20 年度からはこの取扱いを見直し、登録の要件から除外しました。

経審を受審していないときは公共工事の請け負いができません

経審の継続受審は本市登録要件からは除外しましたが、公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、建設業法第 27 条の 23 の定めにより経審を受けなければならないとされています。

よって、**経審を受審していないとき（有効な「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」が手元に届いていないとき）は、本市工事の契約はできませんのでご注意ください（経審の有効期間は審査基準日から 1 年 7 か月です。）**

建設業法第 27 条の 23

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。

また、契約の際等に経審の受審の確認のため、本市から「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の提出を求める場合がございますのでご了承ください。

経審の申請等に関する詳細は、建設業の許可を受けた各都道府県にお問い合わせください。

行政運営調整局契約第一課

045-671-2244